

基本計画部会第3ワーキンググループ 審議結果報告の構成案

現行基本計画	次期基本計画の「基本的考え方(第3WG分)」
<p>第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項</p> <p>1 効率的な統計の作成 (1) 行政記録情報等の活用 (2) 民間事業者の活用</p> <p>2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 (2) 実施体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携 (3) 統計職員等の人材の育成・確保</p> <p>3 経済・社会の環境変化への対応 (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用 (2) 統計の評価を通じた見直し・効率化 (3) 統計に対する国民の理解の促進</p> <p>4 統計データの有効活用の推進 (1) オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供 (2) 統計データ・アーカイブの整備</p> <p>5 その他 (1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進</p>	<p>第3 公的統計の整備に必要な事項</p> <p>1 統計作成の効率化及び報告者負担の軽減 (1) 行政記録情報等の活用 (2) オンライン調査の推進 (新規事項)</p> <p>2 統計リソースの確保及び有効活用 → (1) 統計リソースの充実のための取組 → (2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携 → (3) 統計職員等の人材の育成・確保 → (4) 災害発生時等の備え → (5) 民間事業者の活用</p> <p>3 統計調査環境の改善 (1) 統計ニーズの的確な把握 (2) 統計の品質保証活動の推進 → (3) 統計に係る広報・啓発活動の充実等 → (4) 統計リテラシーの向上</p> <p>4 統計データの有効活用 → (1) 調査票情報等の提供及び活用 → (2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進</p>